

様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	平成24年1月23日 定例庁議
開催日時	平成24年1月23日(月) 午前 9時06分 ～ 午前 9時21分
開催場所	市長公室
出席者	富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、関根会計管理者、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 (担当課) 松本都市建設部参事兼道路交通課長、野島同課長補佐 (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事
会議内容	(1) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(案)について
会議資料	資料 別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

（１）朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規模を定める条例（案）について

【説明】

（野島道路交通課長補佐）

- ・制定理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴って、公有地の拡大の推進に関する法律施行令が改正され、届出面積の規模を条例で定める権限が都道府県から市へ移譲されたため、本条例を定めるものである。
- ・朝霞市としては、同法施行令第３条第３項ただし書の規定により、都市計画施設等に係る土地を譲渡する場合の市へ届出義務の規模を１００平方メートルに定めたいと考えている。
- ・議案については、３月議会に上程して平成２４年４月１日の施行を目指している。

（田中審議監）

[１月１６日政策調整会議の要旨について報告]

- ・公有地の拡大の推進に関する法律施行令第３条第３項ただし書の規定により条例で定める規模については県が定めている面積１００平方メートルに倣うことでよいかとの質問に対し、その通りであると回答があった。
- ・県内各市の面積要件はどのようになっているのかとの質問に対し、県がまとめている資料によると、市により異なるが、近隣三市については、面積要件を１００平方メートルと定めていると回答があった。
- ・近隣三市の検討状況について、志木市と和光市は決定済みとなっているが、条例化されていると解釈してよいかとの質問に対し、県のアンケートで市の方針について問われたので、二市については、アンケートの実施段階で決定という内部処理が済んでいるということであり、条例を制定したわけではないとの回答があった。
- ・基本的に各市とも三月市議会に議案を提出して、平成２４年４月１日より施行するのかとの質問に対し、その通りであると回答があった。
- ・条例案においては、届出の対象区域を本市の全域としているが、資料５で平成１８年９月から市街化調整区域のうち（１）（２）（３）が存在しない場合は届出が不要となっている。整合性は取れているのかとの質問に対し内容を確認し、今回の庁議で回答することとなっている。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・前回保留した質問について回答する。平成18年の公拡法の一部改正により、市街化調整区域内に所在する土地の有償譲渡について、都道府県知事への届出を要しないこととなっている。このことから、市街化調整区域においては、面積要件にかかわらず届出は不要となっている。また、条例において届出面積を定められるものは本市において、都市計画施設と生産緑地地区のみであるが、将来において、他の指定があるかもしれないことから、幅を持たせる意味で、条例の対象区域を本市全域としている。よって、整合性は取れているものとする。

【意見等】

(富岡市長)

・他市が面積要件を200平方メートルと定めている理由は何か。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

・市によっては、事例がないことから200平方メートルと定めていると聞いている。朝霞市としては、埼玉県に倣い100平方メートルとしたい。

(富岡市長)

・都市計画に係る理由があった上で要件を定める必要がある。面積要件の100平方メートルと200平方メートルの利点、欠点を把握できていなければ決められない。埼玉県や近隣市に合わせるのではなく、朝霞市にとって一番有効な数値に設定しなければならない。再度、研究してほしい。

【結果】

・継続審議とする。